平成29年労第94号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社(以下「会社」という。)に雇用され、B 所在の会社C工場(以下「事業場」という。)において、自動車部品の製造ライン のグループリーダーとして、生産管理及び労務管理等の業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成○年頃から、後に上司となる事業場の同僚から陰湿な嫌がらせを受けるようになり、同人が上司となってからは、指導の範囲を逸脱する暴力行為や暴言を受けるなどにより人間性を否定され、偏頭痛による目眩がひどくなったという。

請求人は、平成○年○月○日、D病院に受診し「うつ病」と診断され、同年○月○日、E医院に受診し「双極性感情障害(F31)の疑い」と診断され、平成○年○月○日、Fクリニックに受診し「うつ病(双極Ⅱ型障害 F31)」と診断された。

- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成○年○月○日付け意見書において、主治医意見書、診療録及び受診に至る経過等を踏まえ、ICD-10の診断ガイドラインに照らし、「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病していたと判断し、その時期は平成○年○月中旬頃としている。

請求人の症状の経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は 妥当であると判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3)「特別な出来事」について

請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4)「特別な出来事」以外の出来事について

評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、 ①平成〇年〇月〇日頃に、勤怠管理表の記入ミスについて、上司であるGとH から厳しい叱責を受けたこと、②平成〇年頃から、Hによるパワハラが本件疾 病の発病の時まで継続してあったことの2点が、発病した原因である旨主張し ていることから、以下、検討する。

ア 評価期間における上司からの指導・叱責について

請求人は、平成〇年〇月中旬頃に、決定書理由に説示するとおり、上司であるG及びHから指導・叱責を受けたことが認められる。

この点、Gは、自分と請求人のテンションが高めで声も大きく、他の部下たちはちょっと引いている感じであった旨述べており、ごく当り前であった旨のIの申述には、Gに対する一定の配慮が含まれていることも考えられることから、Gは大きな声で、厳しい口調により、請求人を指導・叱責したものと推認される。また、Hの請求人に対する指導・叱責については事実関係が明らかではないものの、指導・叱責の内容や請求人の主張等からみて、ある程度強い指導・叱責が行われたものと推認される。

そうすると、請求人の上司であるG及びHは、業務に関して請求人に強い指導・叱責を行ったものと推認されるところであり、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当するが、請求人の人格を否定するような発言はなかったことから、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

イ 平成〇年頃からのHによる陰湿的な嫌がらせ

請求人は、日常的にHからの陰湿的な嫌がらせが、平成〇年頃から本件疾病の発病の時まで継続的にあったと主張するが、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、具体的な出来事が確認できないもの、あるいは、業務指導の範囲内であったものと認められるので、請求人の主張は採用できない。

ウ 請求人の発病後の出来事について

請求人は、発病後のGからの電話、その後の面談で人事担当者から怒鳴られたこと等にもショックを受けたと主張するが、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、これらは本件疾病の発病後の出来事であり、評価期

間内の出来事に該当しないことから、請求人の主張は採用できない。

エ 請求人の労働時間について

請求人は、Hからの方針として、管理職であるグループリーダーは残業するなと言われていたので、部下の実際の残業内容や時間を直接確認することができなかった旨述べており、請求人について恒常的な長時間労働はなかったと認めるのが相当である。

- (5)以上のとおり、評価期間における出来事は、心理的負荷の評価の「中」が1 つ存在するところ、恒常的長時間残業も認められず、評価期間における心理的 負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、「強」には至らないこと から、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない ものである。
- (6) その他、請求人は、会社関係者のうち、パワハラの目撃者としてJ以外の○ 名からも聴取すべきと主張するが、当審査会においては、事実認定に係る関係 者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を 決定しており、本件についても、上記関係者の申述の信憑性や矛盾の有無につ いて精査したものであることを付言する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。